

秋田地域アダプト・プログラム支援事業（補助金）実施要領

（目的）

第1 この事業は、秋田地域アダプト・プログラム（以下、「プログラム」という。）を実施する団体に対し、補助金を交付することにより、活動を支援することを目的とする。

（補助事業及び補助金の額等）

第2 プログラムの交付の対象とする事業（以下「補助事業」という。）、補助金の額、交付申請書の提出期限及びその提出機関は、別表1によるものとする。ただし、秋田県が委託又は補助する活動と重複する活動は、補助の対象としない。

（補助金交付申請）

第3 秋田県財務規則第247条に規定する補助金の交付申請は、補助金交付申請書（様式第1号）による。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

（1）事業実施計画書（様式第2号）

（補助金交付の条件等）

第4 秋田県財務規則第249条の規定による「交付の目的を達成するために必要な条件」とは次の各号に掲げる事項とする。

（1）補助金を他の目的に使用しないこと。

（2）次に掲げる場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。

（ア）補助事業に要する経費の配分を変更（別表2に掲げる軽微な変更を除く。）するとき。

（イ）補助事業の内容を変更（別表2に掲げる軽微な変更を除く。）するとき。

（ウ）補助事業を中止するとき。

（3）補助事業が予定期間内に完成しないとき、または事業の遂行が困難となったときは、すみやかに知事に報告し、その指示を受けること。

（4）法令、その他関係規定を遵守するとともに、知事の指示及び命令事項を確実に履行すること。

2 前項（2）の規定による知事の承認の申請は、次に掲げる申請書によるものとする。

（1）交付条件変更承認申請書（様式第3号）

事業実施変更計画書（様式第4号）

（2）中止承認申請書（様式第5号）

（交付決定通知）

第5 秋田県財務規則第250条の規定による補助金の交付の通知は、補助金交付決定通知書（様式第6号）によるものとする。

（変更の交付決定通知）

第6 秋田県財務規則第252条の規定による変更交付決定の通知は、補助金交付決定変

更書（様式第7号）によるものとする。

（実績報告）

第7 秋田県財務規則第255条に規定による実績報告書（様式第8号）は、補助事業の完了した日から起算して14日以内に提出するものとする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

（1）事業実績書（様式第9号）

（2）活動を証明する写真等の資料

（補助金の額の確定）

第8 秋田県財務規則第256条の規定により実績報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定しなければならない。

また、すでに行った交付決定の変更を要するときは、補助金額の確定通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第9 補助金の額の確定を受けた後、請求書（様式第11号）により請求するものとする。

附則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

この要領は、平成30年2月22日から施行する。